

兵庫県食品残渣等小規模地産エネルギー導入促進事業支援業務 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

「食品残渣等小規模地産エネルギー導入促進事業」を実施するに当たり、必要な調査・分析及びガイドラインの策定等の業務を委託する予定者を選定する公募型プロポーザルを実施する。

2 公募型プロポーザルの概要

(1) 名称

兵庫県食品残渣等小規模地産エネルギー導入促進事業支援業務の公募型プロポーザル

(2) 方法

企画提案、実施体制等に基づき、審査を行う。

(3) 事務局

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 循環型社会推進班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁1号館2階）
TEL：078-362-3279 FAX：078-362-4189
E-mail：kankyouseibika@pref.hyogo.lg.jp

(4) 日程

○募集要項配布期間	平成30年6月18日（月）～同年7月17日（火）
○参加申込期間	平成30年6月18日（月）～同年6月28日（木）
○質疑受付期間	平成30年6月29日（金）～同年7月6日（金）
○質疑回答期限	平成30年7月11日（水）まで
○応募図書受付期間	平成30年6月18日（月）～同年7月17日（火）
○プレゼンテーション実施日	平成30年7月18日（水）予定
○契約相手方決定通知日	平成30年7月25日（水）予定

(5) その他

- 本業務は、環境省の「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）」に採択されることを条件として実施するものであり、本業務の委託契約は、当該環境省事業の交付決定日以降とする。
- 本公募型プロポーザルの応募等に要する一切の費用（プレゼンテーション等の会場設営費を除く。）は、応募者の負担とする。
- 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- 同一企業が、複数の提案を行うことは禁止する。

3 応募者の資格

本公募型プロポーザルへの応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 81 条の 3 に定める本県の物品関係入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込期限までに入札参加者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく本県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。
- (3) 本業務の募集開始日からプレゼンテーション実施日において、本県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本公募型プロポーザル及びその後の委託契約で、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。
- (6) 本県の指示及び状況の変化等に柔軟に対応できる者であること。
- (7) 単独企業（団体）による者であること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

本要項及び参加申込の様式等は、事務局で配布する他、県ホームページで公表する。

イ 配布期間

平成 30 年 6 月 18 日（月）から同年 7 月 17 日（火）の 9 時から 17 時まで（土曜日、日曜日、祝日及び平日の 12 時から 13 時までを除く。）

(2) 参加申込

ア 申込方法

参加申込書（様式 1）を事務局に持参するものとする。

※説明会開催に代えて仕様書等の説明を行うので、必ず担当者が持参すること。郵送等での申込は受け付けない。

※事前に、提出日を事務局まで連絡すること。

イ 受付期間

平成 30 年 6 月 18 日（月）から同年 6 月 28 日（木）17 時まで

(3) 応募図書の提出

ア 提出方法

応募図書を事務局に持参するものとする。

※提出時に提案内容を確認するので、必ず担当者が持参すること。

郵送等での提出は受け付けない。

※事前に、提出日を事務局まで連絡すること。

イ 受付期間 平成 30 年 6 月 18 日（月）から同年 7 月 17 日（火）17 時まで
（土曜日、日曜日、祝日及び平日の 12 時から 13 時までを除く。）

5 応募図書

応募図書は次の内容を含むものとし、全ての図書を一括して提出すること。

- (1) 会社概要 8 部
- (2) 企画提案書 8 部

以下の項目の調査・検討・評価方法、ガイドラインの策定方法及び本業務の実施体制を盛り込むこと。

ア 食品製造業等から排出される動植物性残渣の賦存量等調査

イ メタン発酵の技術動向調査及び導入設備の検討

ウ バイオガス及び残渣物（消化液等）の有効活用調査

エ 残渣物（消化液等）有効活用の事業性評価

オ 導入予定事業場へのメタン発酵施設導入に関する事業性評価及びCO₂削減効果の評価

カ 兵庫県版ガイドラインの検討

- (3) 見積書 原本（要押印）1 部、写し 8 部

6 質疑応答

(1) 質疑の提出

ア 提出方法

質疑は、事業者名、担当者名、連絡先を明記の上、電子メールにより事務局あて提出するものとする。電子メール以外の方法では受け付けない。提出後は、電話により電子メールの着信を確認すること。

なお、書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 受付期間

平成 30 年 6 月 29 日（金）から同年 7 月 6 日（金）17 時まで

電話による着信の確認は、同期間の 9 時から 17 時まで

（土曜日、日曜日、祝日及び平日の 12 時から 13 時までを除く。）

(2) 質疑の回答

ア 回答方法 電子メールにより回答する。

なお、回答内容が、応募者全員に了知すべきものであると認めるときは、応募者全員に通知もしくは県ホームページに掲載する。

イ 回答期日 平成 30 年 7 月 11 日（水）17 時まで

7 当選者の決定及び通知

(1) 審査方法及び選定方法

- 応募図書を提出した応募者について、3に示す応募者の資格を確認し、事務局からその結果を通知する。
- 応募者から提出された応募図書に基づき、「兵庫県食品残渣等小規模地産エネルギー導入促進事業支援業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」が審査を行い、当選者として選定し、これに基づき兵庫県が決定する。
- 各審査員の得点の合計が最高点となった応募者を当選者とする。ただし、得点の平均が60点未満の場合は、当選者とししない。
- 最高点となった応募者が2者以上あるときは、審査員の多数決により当選者を特定するものとする。
- 適当な提案がない場合は、再提出を求めたり、選定を見合わせたりすることがある。

(2) プレゼンテーション

応募者は、審査会で応募図書の内容に関するプレゼンテーションを行うこと。ただし、プレゼンテーションに代えて、事務局から応募者に個別にヒアリングを行う場合もある。

ア 実施方法

- プレゼンテーション（20分程度を予定）
- 質疑応答（10分程度を予定）

イ 留意事項

- プレゼンテーションの開催案内は、事務局から応募者に後日通知する。
- 正当な理由なくプレゼンテーションに出席しない場合は、失格とする。
- 追加資料の提示及び配布は、認めない。ただし、企画提案書等に記載された内容を補足説明するための投影装置を使用したデモンストレーションは、認める。その際は、プレゼンテーション開催日の3日前（必着）までに、スライドを印刷したもの7部及びその電子ファイルを事務局に提出すること。

(3) 当選者の通知

応募者全員に、当選者の名称を事務局から文書で通知する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

8 問い合わせ先

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 循環型社会推進班（菅野、松岡）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁1号館2階）
TEL：078-362-3279 FAX：078-362-4189
E-mail：kankyouseibika@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県食品残渣等小規模地産エネルギー導入促進事業支援業務
公募型プロポーザル参加申込書

年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県食品残渣等小規模地産エネルギー導入促進事業支援業務の公募型プロ
ポーザルに参加したいので下記のとおり申し込みます。

なお、募集要項に記載の応募要件を全て満たしていることを確認しました。

記

会 社 名 (支 店 名)		
代 表 者 名		
所 在 地		
担 当 者	氏 名	
	所 属	
	職 名	
	電 話	
	携帯電話 (任意)	
	F A X	
	E - m a i l	

※押印不要